

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第5号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年総社市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>（1）略 （2）<u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員</u>であって、規則で定めるもの</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>（1）略 （2）<u>小学校</u>に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</p>

附 則

この条例は平成28年4月1日から施行する。